



## 独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて

2007年10月30日  
社団法人経済同友会

# 目 次

. 検討の基本方針と手法	..... P1
. 独立行政法人の実施する政策金融型業務について	..... P5
1. 見直しの基本的考え方	
2. 個別業務の概要と改革の方向性	
(1) 独立行政法人住宅金融支援機構	
(2) 独立行政法人日本学生支援機構	
(3) 独立行政法人福祉医療機構	
(4) 独立行政法人農林漁業信用基金	
. 独立行政法人の実施する公共事業型業務について	..... P12
1. 見直しの基本的考え方	
2. 個別業務の概要と改革の方向性	
(1) 独立行政法人水資源機構	
(2) 独立行政法人都市再生機構	
(3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
. 独立行政法人の実施する研究開発資金の配分業務について	..... P18
1. 基本的問題意識	
2. 研究開発資金配分に関する問題点	
3. 改革の方向性	所管を各省庁から総合科学技術会議に移行
提言概要	..... P21
2007 年度構造改革進捗レビュー委員会名簿	..... P24

年末の『独立行政法人整理合理化計画』策定に向け、政府は独立行政法人の抜本的な見直し作業を進めつつある。

独立行政法人制度には、定期的な業務見直しと第三者委員会による評価という、従来の行政には見られなかった仕組みが導入されているが、この枠組みの下では、個々の法人が実施する業務のあるべき姿や政策的意義についての本質的な検証は行われてこなかったという問題がある。

その意味では、独立行政法人制度の発足<sup>1</sup>から6年を経て<sup>2</sup>、改めて「全独立行政法人のゼロベースでの見直し」を謳った今回の取り組みの意義は極めて大きい。我々は、行政のスリム化・効率化の一層の促進を期待するとともに、独立行政法人の業務そのもの、そして国と独立行政法人、地域、民間との役割分担を踏まえた、大胆な改革が進むことを強く期待する。

そこで我々は、政府内における建設的な議論の進展と国民的な関心の喚起を目的に、今年7月13日に発表した意見書「独立行政法人の徹底した見直しを」の基本方針を踏まえ、具体的改革案について提案する。

## ．検討の基本方針と手法

### 1．検討の対象と視点

独立行政法人の事務事業は多岐にわたっており、一法人が多種多様な事業を実施している例も少なくない。そのため、独立行政法人の見直しに際しては、個々の法人ではなく、「業務」という単位で見直しを行うことが望ましい。

そのため、今回の検討作業にあたっては、政策金融型業務、公共事業型業務、研究開発型業務という三つの業務類型を対象を絞り、各事業の概要や枠組みについて精査を行った。

研究開発型業務に関しては、法人数が多く、その役割、研究開発分野ともに多種多様であるため、今回は、研究開発資金の配分を担う法人を対象に検討を

---

<sup>1</sup> 独立行政法人の仕組みは、橋本内閣の下で1996年11月に発足した行政改革会議で提言された。その根底には、行政内部で政策立案機能と実施機能が渾然一体となっていることが、行政組織の機能不全と肥大化をもたらしたという問題意識があった。

<sup>2</sup> 中央省庁等改革基本法と独立行政法人通則法等が制定され、それを踏まえて2001年4月に57の独立行政法人が発足した(いわゆる先行独法)。その後、特殊法人等整理合理化計画に基づき、2003年10月以降、順次、特殊法人等が独立行政法人に移行した(いわゆる移行独法)。現時点での総数は102法人に達している。

進めた。

## 2. 検討の基本方針と手法

経済同友会は、意見書「独立行政法人の徹底した見直しを」において、すべての独立行政法人に共通する見直しの方針として以下の視点を示した。

### 「官が政策的に行う必要性」をゼロベースで再検討する

まず、独立行政法人が実施している事業について、事業を中止した場合の公共上の弊害の有無を検討し、存在意義を精査する。

### 「官における実施体制」を再構築する

官による事業実施を中止した場合に、公共上の著しい弊害が予見される事業のみを継続することとし、その上で、より効率的な実施を可能とする体制を追求する。具体的には、a. 公設民営方式の採用、b. 類似業務を行う他機関との統合、c. 地方自治体等への移譲、d. 受益者が特定される場合の事業者補助から個人補助への転換である。一方、国家管理が必要な事業は国による直接実施とする。官の関与が残る場合でも、政策の必要性は社会情勢の変化に応じて常に変化するため、サンセット方式の導入が望ましい。また、主務官庁が各独立行政法人を所管する制度を改め、全法人を一元管理する仕組みを構築することが望ましい。

### 民営化・廃止の決定基準

上記の事業以外は、自己収入比率や経常利益が高い水準にある場合には民営化し、十分ではない場合は期限を定めて廃止する。

今回の検討にあたっては、以上の基本方針に則り、前述の3業務類型について、19事業を対象に検討作業を進めた。

具体的には、個々の事業を「官が政策的に行う必要性」について、「同様の事業を民間事業者が実施しているか否か」という基準で判断した〔図1(1)〕。既に民間事業者が実施している場合には、政策として行う必要はないと判断した。一方、民間では行われていない場合は、官による実施が必要と判断した。

次に、政策的に必要な事業についても、「現在の実施スキームの必要性」という視点から、「現状維持、または実施体制見直し」の判断を行った〔図1(2)〕。より効率的な事業実施の可能性が見込まれる場合等は、スキームの転換や類似

業務を実施する他機関との統合、市場化テストの導入等の対応を求めている。

一方、民間事業者が同様の事業を実施している場合には、当該事業に対して「国庫から補助金を交付されているか」という基準を用い、廃止・民営化の区別を行った〔図1(3)〕。

## 独立行政法人の業務見直しの手順

全独立行政法人共通の見直し方針(独立行政法人の徹底した見直しを)

- (1) 官が政策的に行う必要性をゼロベースで再検討  
まず、独立行政法人が実施している事業について、事業を中止した場合の公共上の弊害の有無を検討し、存在意義を精査する。
- (2) 官における実施体制の再構築  
官による事業実施を中止した場合に、公共上の著しい弊害が予見される事業のみを継続することとし、より効率的な実施を可能とする体制を追求する。
- (3) 民営化・廃止の決定基準  
上記の(2)以外の事業については、自己収入比率や経常利益が高い水準にある場合には民営化し、十分ではない場合は期限を定めて廃止する。



図1.独立行政法人の事業見直しの手順

### 3.独立行政法人改革の推進に向けた課題

我々の検討は、独立行政法人が実施する事業全体に比して限定的な範囲にとどまっているが、各事業につき、実施スキームの転換や他機関への統合・移管、民営化、廃止等、様々な改革の可能性があることが明らかになった。一部には、政策として国が直接実施することが適切と考えられる事業も存在したため、それも一つの結論として提示した。

また、検討の過程では、独立行政法人に対する評価体制の問題点<sup>3</sup>も明らかになった。現行の各主務官庁が個別に監督する制度を改め、全ての独立行政法人を一体として、予算や人事を一元的に管理する制度を導入すべきである。

現実に改革を推進する上で最大の課題は、既存事業の廃止・民営化等に伴う、事業に携わる職員の雇用問題である。これに対しては、官民が連携し、民営化組織への異動や、労働市場を通じた再就職の促進に向け、職業訓練の充実や早期退職制度の導入等も視野に、あらゆる手段を講じることが必要である。

---

<sup>3</sup> 官製談合により廃止が決定した緑資源機構の総合評価（A-Cの3段階評価）は、2005年度、2006年度ともA評価だった。

## ．独立行政法人の実施する政策金融型業務について

### 1. 見直しの基本的考え方

公的機関の実施する政策金融は、戦後日本社会において、民間金融機関が十分に担うことのできない機能を補完し、高度経済成長に大きく貢献した。しかし、金融手法の発達や市場の整備等に伴い、民間金融機関のリスクテイク能力が大幅に向上した現在、その役割は基本的に終わった。今後は、国の関与する必要性を厳密に精査し、「民間にできることは民間に委ねる」必要がある。

経済同友会では、上記の認識に基づき、政策金融改革の原則として「融資業務は、原則として民間に委ね、政策金融は利子補給と債務保証に特化し、かつ厳しく制限された政策目的の範囲内でこれを取り扱う」ことを提言した<sup>4</sup>。独立行政法人によって実施されている政策金融型業務についても、同様の改革が必要である。

すなわち、

『独立行政法人による融資業務は全廃する。政策上、継続せざるを得ない業務は、政策金融改革の主旨に鑑み日本政策金融公庫へ移管する。ただし、業務は利子補給、信用保証等に限定し、直接融資は民間金融機関に委ねる。融資以外の金融業務も、廃止を前提に必要性を精査する』

上記の基本方針に基づく見直しの結果として、以下の取り組みを求める。

### 2. 個別業務の概要と改革の方向性

#### (1) 独立行政法人住宅金融支援機構

2007年4月に住宅金融公庫より改組した独立行政法人であり、融資等残高は独立行政法人として最大の45.7兆円(2006年度末時点)である。独立行政法人化に伴い、一般の個人向け融資(マイホーム新築融資等)を廃止し、証券化支援へと主要事業の転換を進めており、融資残高は減少している。

住宅金融支援機構の実施する政策金融型業務(証券化支援業務、住宅融資保険業務、融資業務)について必要性を検討した。

<sup>4</sup> 2005年10月発表 提言『政策金融改革の今後の進め方について』

## 証券化支援業務：民営化

### 業務概要

証券化支援業務は買取型と保証型の二種類があるが、大半は前者である。買取型は、以下のスキームで実施されている。まず、民間金融機関等と債務者が、機構指定の長期・固定金利住宅ローン「フラット 35」を契約する。機構はその貸付債権を買い取った上で信託銀行等に信託し、当該貸付債権を担保とする資産担保証券を発行する。これにより、民間金融機関では実施が難しいとされる長期・固定金利の住宅ローンを提供している。

2006 年度計画は買取型 2.2 兆円（11 万戸）、保証型 2,000 億円（1 万戸）であり、それに対して、実績は買取型 9,347 億円（43,540 戸）、保証型 5 億円（27 戸）である。

### 改革の方向性とその理由

多くの民間金融機関が、独自の長期・固定金利住宅ローンを取り扱っている。機構が提供する「フラット 35」の実績は、事業計画を大幅に下回っており、これは市場ニーズの乏しさと見ることができる。また、住宅ローンの証券化も、多くの民間金融機関が機構を介さずに実施<sup>5</sup>しており、公的機関が敢えて行う必要性は減少している。よって、国庫からの支出を受けていない点も踏まえ、当該事業は公的部門による関与を排し、完全に民営化すべきである。

## 住宅融資保険業務：廃止

### 業務概要

民間金融機関の住宅ローンについて、機構が保険を引き受ける業務であり、住宅金融公庫より継続して実施している。特に、大手金融機関と異なり、系列の保証会社を有しない中小金融機関の信用を補完することにより、住宅ローンの供給を支援している。2006 年度実績は保険成立 539 億円（3,742 件）、保険残高 1.6 兆円（95,820 件）である。

### 改革の方向性とその理由

中小金融機関に対する信用補完は、民間事業者も実施しており、その取扱額は機構を大きく上回っている<sup>6</sup>。したがって、公的機関が政策的に中小

<sup>5</sup> 日本証券業協会・全国銀行協会「証券化市場の動向調査～2006 年度の発行動向～」によると、RMBS（住宅ローン債権担保証券等）の総発行額 5.1 兆円のうち、住宅金融支援機構 2.2 兆円、都市銀行・信託銀行 2.1 兆円である。なお、住宅金融支援機構の発行額には、住宅金融公庫時に融資した住宅ローン債権の証券化（1.3 兆円）が含まれている。

<sup>6</sup> 全国保証株式会社の 2006 年度保証実績（一部、住宅ローン以外も含む）は成立 1.1 兆円（6.9 万件）、残高 5.37 兆円（38.2 万件）、社団法人しんきん保証基金は成立 2,305 億円（1 万件）、保証 2.0 兆円（18.5 万件）である。

金融機関の住宅ローンに信用補完を行う必要性は乏しく、当該業務は廃止すべきである。

#### 融資業務：日本政策金融公庫へ移管

##### 業務概要

災害復興住宅や耐震改修工事、子育て世帯・高齢者世帯向け賃貸住宅など、政策上重要な対象に限定した低利融資業務である。但し、融資手続きや返済金回収等の事務は、民間金融機関に委託している。なお、従来実施していた一般個人向け住宅融資（マイホーム新築融資等）は、原則として廃止している。

##### 改革の方向性とその理由

民間金融機関単独では、低利融資への対応が困難なため、政策的な支援が必要である。但し、金利条件以外に一般の融資との相違点はない上、融資手続き等を民間金融機関に委託している現状を踏まえると、機構が直接的に融資を行う必要性は乏しい。

したがって、政策金融業務の基本的見直し方針に基づき、利子補給にスキームを転換するとともに、日本政策金融公庫へと移管すべきである<sup>7</sup>。

#### (2) 独立行政法人日本学生支援機構

日本育英会等、学生支援を行う5機関の業務を承継して、2004年4月に発足した独立行政法人である。教育の機会均等や国際的人材の育成に向け、主に奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を実施している。このうち、政策金融型業務に該当する奨学金貸与事業について、改革の方向性を検討した。

#### 奨学金貸与事業：第一種は利子補給にスキームを転換、第二種は廃止

##### 業務概要

日本学生支援機構が実施する奨学金貸与事業は、無利子融資の第一種奨学金と、有利子融資の第二種奨学金に区分される。第二種奨学金制度の大幅な拡充により、総融資残高は4.7兆円（2006年度末時点）に拡大、対象者は300万人（奨学生100万人、返還中200万人）に達し、大学生の3割が奨学生となっている。

一方で、要返還額に対する2006年度の回収率は78.5%にとどまっており、リスク管理債権（3カ月以上の延滞債権）は7.3%に上る。日本学生支援機構では、大学での指導強化や口座振替への加入促進等、民間回収事業者への一部委託、悪質な延滞者に対する法的措置の強化等の取り組みを進めている

<sup>7</sup> 特に緊急性を要する災害復興住宅融資については、債務保証も例外的に実施すべきである。

<sup>8</sup>が、十分な成果は得られていない。

#### 改革の方向性とその理由

経済的理由により学業の継続が困難な学生<sup>9</sup>を支援する第一種奨学金（無利子）は、国の教育政策と密接に関連しており、特別の配慮が必要である。但し、貸与という金融業務として実施している以上、厳格な債権回収やリスク管理が必要であり、実績の乏しい公的機関が実務を担うのは適切ではない。

したがって、直接的な融資は民間金融機関に委ね、日本学生支援機構は利子補給と債務保証にスキームを転換すべきである。なお、その際、大学や金融機関ごとにリスク管理債権比率等を公開することが望ましい。

一方、有利子奨学金である第二種奨学金については、政策金融改革の一環として、国民生活金融公庫による教育ローン貸付の縮小という結論が出ていることを勘案し、政策的な整合性という視点から廃止を求める。それに伴い、第一種奨学金の拡充や貸与月額の増額を検討することが望ましい。

#### (3) 独立行政法人福祉医療機構

特殊法人等整理合理化計画に基づき、社会福祉・医療事業団を中心に、年金福祉事業団などの事業を承継する形で、2005年10月に発足した独立行政法人である。福祉増進と医療の普及向上を目的に、多岐にわたる業務を実施しており、融資残高は3.6兆円（2006年度末時点）である。

福祉医療機構が行う政策金融型業務（福祉貸付事業、医療貸付事業、年金・労災年金担保貸付事業）について検討した結果、以下の取り組みを求める。

#### 福祉貸付事業：利子補給にスキームを転換して、日本政策金融公庫へ移管 業務概要

社会福祉法人等を対象に、特別養護老人ホームや保育所、障害者支援施設等の社会福祉事業に必要な資金を融資する事業であり、融資残高は1.4兆円（2006年度末時点）である。社会福祉法人定款準則第14条の改定により、民間金融機関が福祉医療機構と協調融資を行う場合、所轄庁の承認がなくとも、民間金融機関に一般財産を担保に供することができるようになったため、近年は協調融資が増加傾向にある。

#### 改革の方向性とその理由

<sup>8</sup> 2006年度構造改革進捗レビュー委員会 活動報告参照。その他、2005年度より機関保証制度を導入しているが、原則として資格審査がない上、回収実績を持たない日本国際教育支援協会がその業務を担っているなどの問題がある。

<sup>9</sup> 第一種奨学金の資格上限は、年収・所得998万円程度（私大・4人家族、主たる家計支持者が給与所得者の場合）だが、給与所得者の平均年収まで引き下げるべきとの意見があった。

今後の少子・高齢化の進展を考えれば、社会福祉事業に対する政策的な支援は必要である。一方、民間金融機関による融資が増加しつつある現状に鑑みるならば、公的機関による直接融資の継続は、将来の民業圧迫につながりかねないとの懸念もある。

したがって、政策金融業務の基本的見直し方針に基づき、利子補給にスキームを転換し、日本政策金融公庫へ移管すべきである。但し、現状では民間金融機関による融資の割合が低い水準にとどまっているため、移行措置として新規融資を一定期間（5年程度）継続する。

#### 医療貸付事業：離島などの一部例外を除き、原則廃止

##### 業務概要

医療法人等を対象として、病院や診療所などの医療関係施設や介護老人保健施設等の設置・整備に必要な資金を融資する事業であり、融資残高は2.0兆円（2006年度末時点）に達する。機構による医療貸付の大半は、民間金融機関との協調融資であり、一方で機構を介さない民間の融資も多く、医療分野への融資全体に占める機構のシェアは20%を下回る。

##### 改革の方向性とその理由

民間金融機関の融資が大半を占める中、医療関係施設全般について、公的機関が直接融資を行う意義は低下している。但し、医療関係施設の設置・整備が、国民生活の安定に直結する課題であることに鑑みれば、離島等、民間金融機関による融資が現実的に困難な地域への政策的支援は必要である。

したがって、政策金融業務の基本的見直し方針に基づき、当該事業は原則廃止する。但し、離島等については、例外的に日本政策金融公庫が対応する。

#### 年金担保貸付・労災年金担保貸付事業：日本政策金融公庫へ移管

##### 業務概要

年金受給者・労災年金受給者の、生業や冠婚葬祭等に関する一時的な資金需要に対応するため、年金受給権を担保として小口資金を融資する事業である。年金支払い状況や生活保護受給状況等の個人情報等を国から借り受けて事業を実施しており、法律的にも、年金受給権を担保とする融資は福祉医療機構にのみ認められている。

##### 改革の方向性とその理由

近年、民間金融機関から融資を受けにくい高齢者等の年金生活者に対して、悪質な高利融資を行う貸金業者の存在が社会問題化している。そのため、生活維持に必要不可欠な年金受給権を担保とする融資については、権限を公的機関に限定して、政策的に実施することが必要である。

但し、恩給や共済年金の受給権を担保とする融資は、国民生活金融公庫（2008年10月に株式会社日本政策金融公庫に統合）が実施している。両者を敢えて別機関が実施する必要はないとの判断から、当該事業は日本政策金融公庫に移管して、年金等の担保貸付事業を一元化すべきである。

#### (4) 独立行政法人農林漁業信用基金

特殊法人等整理合理化計画に基づき、2003年10月に独立行政法人化した組織である。農林漁業金融政策の一環として、保証保険や債務保証、共済団体等への融資を行っている。なお、農林漁業者に対する政策金融は農林漁業金融公庫（2008年10月に株式会社日本政策金融公庫に統合）も実施しているが、一部事業を除いて協調融資などは行われていない。

したがって、農林漁業信用基金の実施する政策金融型業務（保証業務、融資業務、林業寄託業務、災害補償関係業務）について、農林漁業金融公庫との重複の排除を念頭に、見直しの方向性を検討した。

#### 保証業務<sup>10</sup>：日本政策金融公庫へ移管

##### 業務概要

民間金融機関による農業者・漁業者への融資に関しては、各都道府県の信用基金協会による債務保証の保険を基金が引き受ける形をとっている。信用基金協会が存在しない林業については、基金が直接債務保証をしている。これにより、民間金融機関による円滑な資金の融通を促進している。

##### 改革の方向性とその理由

農林漁業金融公庫が、農林漁業者に対する低利融資を実施している。農林漁業信用基金による保証業務とスキームが異なるとはいえ、同じ目的の業務を別の公的機関が実施する必要性は乏しい。したがって、当該事業は日本政策金融公庫に移管すべきである。なお、保証保険制度から直接、債務保証を行うスキームに改めることが望ましい。

#### 融資業務<sup>11</sup>：日本政策金融公庫へ移管

##### 業務概要

信用基金協会または都道府県に対して低利融資を行い、それを原資として各協会・都道府県は民間金融機関に低利預託を行う。これにより農林漁業者の資金需要に応じて、当初融資額の6～8倍程度の融資を可能とする制度であり、融資残高は809億円（2006年度末時点）である。

<sup>10</sup> 農業信用保証保険業務、漁業信用保証保険業務、林業信用保証業務

<sup>11</sup> 農業融資業務、漁業融資業務、林業融資業務

なお、農林漁業者に対する低利融資は農林漁業金融公庫も実施しており、融資残高は2.9兆円（2006年度末時点）である。

#### 改革の方向性とその理由

農林漁業信用基金が行っている融資業務は、農林漁業金融公庫の融資業務とスキームは異なるが、両者は農林漁業者への信用供与という点で目的が同一である。したがって、当該業務は日本政策金融公庫に移管すべきである。

但し、融資業務は民間金融機関に委ね、政策金融は利子補給と債務保証に特化するとの原則に基づき、農林漁業金融公庫の実施している融資業務も利子補給等に可能な限りスキームを改めるべきである。

#### 林業寄託業務：廃止

##### 業務概要

農林漁業信用基金が農林漁業金融公庫に無利子資金を寄託し、それにより林業者に対する貸付原資を供給する事業である。農林漁業信用基金は、国からの利子補給を受けて民間金融機関から借入を行っており、その資金を農林漁業金融公庫に森林整備活性化資金として無利子で融資している。

#### 改革の方向性とその理由

基金が農林漁業金融公庫へ寄託する原資は、基金が民間金融機関より国の利子補給を受けて借り入れているもので、ここに基金が介在する必要性はない。したがって、当該事業は廃止し、農林漁業金融公庫が国からの利子補給を受けて、自ら資金を調達すべきである。

#### 災害補償関係業務<sup>12</sup>：廃止

##### 業務概要

災害補償制度の一環として、被災した農漁業者への共済組合等の支払いに際して、財源が不足した場合に、必要な資金を無担保・無保証で融資する事業である。

#### 改革の方向性とその理由

災害時に際しての緊急かつ低利融資であるため、民間金融機関による単独での実施は難しく、政策的な必要性が高い。但し、共済組合は、農林漁業信用基金からの融資の他、連合会を通じて農業共済・漁業共済特別会計と保険契約を締結している。そのため、農林漁業信用基金が並行して低利融資を実施する意義は乏しく、当該事業は廃止すべきである。

<sup>12</sup> 農業災害補償関係業務、漁業災害補償関係業務

## ．独立行政法人の実施する公共事業型業務について

### 1. 見直しの基本的考え方

戦後日本において、公共事業によって行われた数々のインフラ整備は、高度経済成長に大きく貢献した。例えば、河川整備など防災施設の充実が大規模災害に対する社会の安定性を高め、公団住宅が都市の居住環境を大幅に向上させ、新幹線や高速道路網などの運輸施設が生活の利便性を飛躍的に高めたことは言うまでもない。しかし、日本経済が成熟し、巨額の公的債務を抱える現在、従来のような公共事業を継続することはもはや不可能である。そのため、今後は、「民間にできるものは民間に委ね」、官の役割を限定することが必要である。

上記のような認識に基づき、独立行政法人が実施する公共事業型業務については、官による事業実施を中止した場合に著しい弊害が予見される事業のみを継続することを提言した<sup>13</sup>。

さらに、官による事業を継続する場合も、より効率的な実施体制を追求すべきであり、

『政策的に必要不可欠な場合であっても、現行の独立行政法人よりも効率的な実施が可能となる事業については、市場化テストの活用による公設民営方式の採用や地方自治体への移管を行う。また、国家管理が必要な事業は国による直接実施とする』ことが重要である。

上記の基本方針に基づき、独立行政法人による公共事業型業務の見直しを実施した。

なお、緑資源機構については、先に組織廃止が決定されたが、機構が行っていた主要 5 事業のうち、「緑資源幹線林道事業」<sup>14</sup>は独法事業としては廃止されるものの、新たに補助金を創設して地方公共団体が実施することとなっている。その他の事業についても、緑資源機構と同じ林野庁所管の独立行政法人森林総合研究所に、水源林造成事業をはじめとする 3 事業<sup>15</sup>が承継されるなど、事業そのものが廃止されるわけではない。

<sup>13</sup> 2007 年 7 月 13 日発表 意見書「独立行政法人の徹底した見直しを」

<sup>14</sup> 森林地帯(林業圏域)に幹線となる林道を設置する事業

<sup>15</sup> ダムの上流域など水源涵養上重要な保安林に急速かつ計画的に森林を造成する水源林造成事業、水源林造成事業と一体として森林及び農用地を整備する特定中山間保全整備事業、区画整理や農業用道路などの農業生産基盤を整備する農用地総合整備事業。

特に、森林や木材産業の研究を主な事業とする森林総合研究所<sup>16</sup>が公共事業型の 3 事業を承継することは、効率的な実施体制の追求という点で疑問を抱かざるを得ない。今後の政府による見直しでは、業務そのものの必要性を問い直すとともに、官による実施が必要な場合でも、単なる法人の数合わせではなく、より効率的な実施体制を真摯に検討することを求める。

## 2. 個別業務の概要と改革の方向性

### (1) 独立行政法人水資源機構

特殊法人等整理合理化計画に基づき、2003 年 10 月に水資源開発公団より改組した独立行政法人である。水資源開発水系に指定されている利根川、淀川等の 7 水系において、水の安定供給を目的にダムや用水路等を建設・管理している。但し、7 水系に設置されている施設の全てを水資源機構が管理しているわけではなく、一部は国土交通省や農林水産省が直接管理している<sup>17</sup>。

水資源機構が実施する公共事業型業務（建設業務、管理業務）について検討を行った結果、以下の見直しを求める。

建設業務：当機構による実施を継続

#### 業務概要

建設業務とは、具体的には設計や発注、周辺自治体や関係者との調整等のコーディネート業務であり、「水資源開発計画」に基づいて実施される。なお、水の供給量を増大させるものについては、機構設立時に着手済みの事業に限定している。

#### 改革の方向性とその理由

当該事業は、政府の閣議決定による開発計画の実施にあたり、政策の執行そのものである上、周辺自治体や地権者・利水者との調整は民間事業者に馴染まない。そのため、官による実施を中止した場合には著しい弊害が预见される。したがって、当該業務は、現在の水資源機構による実施を継続することが適当である。但し、一般管理費の削減や随意契約の見直しなど、業務運営の効率化を徹底する必要がある。

<sup>16</sup> 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習、森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布、林木の優良な種苗の生産及び配布、前三号の業務に附帯する業務を行う（独立行政法人森林総合研究所法第11条）。

<sup>17</sup> 水資源開発 7 水系以外の一級河川では、各省庁が施設の建設・維持管理を行っているため、事業主体が多岐にわたっている。そのため、道州制への移行も視野に、地域ブロック単位の独立行政法人化も検討すべきである。

管理業務：取水量等の決定は当機構にて継続、施設管理は市場化テスト  
業務概要

水資源開発 7 水系において、水源施設（ダム）や水路施設（用水路等）を維持・管理する業務である。具体的には、流域の降雨状況や各施設の貯水状況を勘案して放水量を操作する洪水調節、利水者の要望に応じて取水量を調整する用水供給を実施している。なお、機構が決定した必要水量に応じて、地方整備局が水源施設に放水を指示している。

改革の方向性とその理由

取水量・放水量の決定は利水・治水政策の執行であり、公的機関である独立行政法人による実施が望ましい。しかし、各施設の維持管理や配水作業は調整機関の指示に基づいて実施されるものであり、行うのが公的機関か否かは重要な問題ではない。特に、ダム管理は民間事業者も実施している以上、取水量の決定を除く管理事業は全て市場化テストの対象とすべきである。

(2) 独立行政法人都市再生機構

2004 年 1 月に特殊法人等整理合理化計画に基づき設立された独立行政法人であり、主に都市整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発部門の事業を承継している。なお、機構設立に伴い、ニュータウン整備事業からは撤退を開始しているため、主な業務は市街地整備や賃貸住宅の供給支援などの都市再生事業、および UR 賃貸住宅（旧公団住宅）の管理・建て替えを行う賃貸住宅事業である。これらの事業について検討を行った結果、以下の取り組みを求める。

都市再生事業：一部の基盤整備に限定  
業務概要

大規模工場跡地の土地利用転換や密集市街地の整備改善、地方の中心市街地の活性化に向けて、民間事業者や地方公共団体等による都市再生を推進する事業である。具体的には、計画構想段階でのコーディネートや事業実施段階での基盤整備等を実施している。

改革の方向性とその理由

近年、民間事業者による大規模再開発が増加しており、一部には都市再開発法に基づく法定再開発も行われるなど、公的機関による実施の必要性は減少しつつある。但し、権利関係が錯綜する都市地域では、民間事業者による調整が困難な場合もあり、政策的実施に一定の必要性が認められる。したがって、当該事業は、大規模工場跡地等の既に集約化されている地域の再開発

からは撤退し、多数の権利者調整が必要な場合の基盤整備に限定<sup>18</sup>すべきである。

賃貸住宅事業：5～10年以内に廃止

業務概要

都市基盤整備公団より引き継いだ77万戸の賃貸住宅（UR賃貸住宅）の管理を行うとともに、社会状況に応じた設備改善や屋外環境の整備、老朽物件の建て替え等により、総合的な活用・再生を実施している。

改革の方向性とその理由

賃貸住宅事業の目的は、高齢者等の居住の安定を図るセーフティネット機能と、社会的に必要な賃貸住宅ストックの維持とされている。しかし、都道府県・市町村による公営住宅は218万戸存在し、所得が一定水準以下の人々に対する住居提供機能を果たしている。それに対して、UR賃貸住宅は基準月収額以上<sup>19</sup>という入居条件を設けており、セーフティネットとしての機能には疑問がある。また、現在、民間事業者が提供している賃貸住宅は1200万戸以上も存在しており、独立行政法人によりストックを維持する必要性は乏しい。

したがって、当該事業は廃止すべきである。機構の保有する全ての賃貸住宅を、入居者の居住の安定に対する十分な配慮を前提に、5年から遅くとも10年以内を目途として段階的に処分する。

処分に際しては、空室率の高い物件や大規模修繕・建替時期の到来した物件<sup>20</sup>から対象とし、個別の状況に応じて民間売却や分割民営化を実施する。但し、セーフティネットとしての機能を維持する必要がある物件については、地方自治体への移管も検討すべきである。

### (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団（前身は船舶整備公団等）が統合し、2003年10月1日に設立された独立行政法人である。

新幹線をはじめとする鉄道や、船舶の整備促進を主たる事業としている。そ

<sup>18</sup> 将来的には民間事業者による事業実施が可能となるよう、土地整理に関する制度運用面の整備を検討すべきである。

<sup>19</sup> 申込本人の毎月の平均収入額が基準月収額（家賃の4倍または33万円。但し20万円を超える住宅は40万円）以上、または貯蓄額が基準貯蓄額（原則として家賃の100倍）以上

<sup>20</sup> 処分時期の到来していない賃貸住宅についても、規制改革会議 第一次答申（2007年5月18日発表）に従い、関連会社等の整理や業務の抜本的見直し、外部発注業務の競争化などの効率化を進める必要があり、市場化テストによる公設民営方式を導入すべきである。

のうち、特に鉄道建設業務（整備新幹線・整備新幹線以外） 鉄道助成についての検討を実施した結果、以下の取り組みを求める。

鉄道建設業務（整備新幹線<sup>21</sup>）：当機構による実施を継続

#### 業務概要

機構は、政府の指示の下、国の補助金、地方の負担金、JR が機構に対して支払う既設新幹線の譲渡代金<sup>22</sup>等を財源に建設している<sup>23</sup>。建設の具体的内容は、調査、設計、用地買収、発注、施工監理などのコーディネート業務であり、実際の施工はゼネコン等の民間企業がすべて受注している。

#### 改革の方向性とその理由

機構が担当する業務に関しては、JR も国鉄改革後は新幹線建設に携わっていないこともあり、民間事業者にはほとんどノウハウの蓄積がない。

したがって、現実には民間の対応が難しい業務であり、機構による実施を中止した場合には整備新幹線建設への支障が生じることが予想されるため、継続は止むを得ない。

鉄道建設業務（整備新幹線以外）：縮小して継続

#### 業務概要

都市鉄道線や民鉄線など整備新幹線以外の建設、及び鉄道事業者から委託された鉄道建設を行っている。

前者は、「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、新規事業採択は行わないことが決定されている。一方、後者については、機構が受託した建設業務のすべてについて、実際の施工はゼネコン等の民間企業に発注しているため、機構が実施しているのは整備新幹線建設と同様に、調査、設計、用地買収、発注、施工監理などのコーディネート業務のみである。

#### 改革の方向性とその理由

一般の鉄道については、整備新幹線の場合と異なり、民間事業者にも相当のノウハウが蓄積されている。しかし、難易度によっては、民間事業者による対応が困難な場合もあり、現時点で完全に廃止した場合には公共上の弊害が生じる可能性がある。但し、「特殊法人等整理合理化計画」において指摘されたとおり、本来は鉄道事業者が主体的に鉄道整備を行うのが望ましい姿である。

<sup>21</sup> 現在建設中なのは、北海道新幹線（新青森～新函館）、東北新幹線（八戸～新青森）、北陸新幹線（長野～金沢、福井駅）、九州新幹線（博多～新八代、武雄温泉～諫早）である。

<sup>22</sup> 東海道新幹線などは既に JR に譲渡されたが、その代金は分割で支払われている。

<sup>23</sup> 完成後は機構が保有主体になり、有償で JR に貸し付けられる。

したがって、当該業務については、駅改善事業等の民間事業者でも対応が可能な業務からは撤退し、機構のノウハウに頼らざるを得ないもののみを継続すべきである。

#### 鉄道助成業務：廃止して国に移管

##### 業務概要

整備新幹線の建設、ニュータウン鉄道や空港アクセス鉄道等、都市鉄道線や民鉄線の整備、駅の総合改善事業などに係る助成業務である。

2007年度の助成総額は1,071億円に上り、うち整備新幹線関係が739億円、それ以外の332億円が都市鉄道線・民鉄線の建設や駅総合改善事業を行う民間事業者などに助成されている。

##### 改革の方向性とその理由

助成業務の財源は国からの補助金である。このうち、整備新幹線関連の補助金については、建設主体が機構であることから、助成業務は機構内部の勘定間の移動である<sup>24</sup>。

問題は、機構が民間事業者などに交付する整備新幹線以外の補助金である。機構には補助金審査ノウハウの蓄積があるため、他に移管すべきではないとの意見もあるが、機構が、補助金交付先である鉄道事業者から、鉄道建設業務を受託するケースもあることから、機構が行うのは不適當である。したがって、助成業務は国に移管すべきである。

---

<sup>24</sup> 助成勘定から建設勘定への移動

## ・独立行政法人の実施する研究開発資金の配分業務について

### 1. 基本的問題意識

科学技術の振興は、我が国の成長力強化に直結するだけでなく、環境・エネルギー等、人類が直面している地球規模の諸問題を解決するためにも重要な課題である。

但し、財政再建が喫緊の課題であることに鑑みるならば、合理的な根拠に基づいて策定された科学技術予算を効率良く使い、その中で成果を極大化していくことが今後一層強く求められる。

我が国の科学技術予算は量的には国際的に見ても遜色ない水準と言えるが、従来から、バラマキ型の研究開発資金の配分や、「投資対効果」への疑問など、質的な問題点が指摘されてきた。

そこで、研究開発資金の配分に当たる独立行政法人に焦点を当て、「川上」にあたる国の予算編成を通じた各独立行政法人への配分と、「川下」である各独立行政法人による研究者への配分の両面から検討を行った。

### 2. 研究開発資金配分に関する問題点

#### (1) 各独立行政法人への配分[川上の問題]

科学技術関係予算の決定過程は、大きくは、

総合科学技術会議<sup>25</sup>が6月に翌年度予算で優先する重点課題を明示  
それを踏まえて各省庁が8月に翌年度予算の概算要求を提出  
概算要求の一部を総合科学技術会議が優先順位付け<sup>26</sup>  
その結果を勘案して財務省が予算査定し12月に予算案策定

という流れであり、各独立行政法人に対する予算配分も、この過程を経て決定される。ここでの問題点は、第一に、総合科学技術会議による優先順位付け

<sup>25</sup> 総合科学技術会議は、内閣総理大臣、科学技術政策担当大臣のリーダーシップの下、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことが目的とされている。

<sup>26</sup> 優先順位付けとは、各省庁が概算要求した各施策の内容を、総合科学技術会議が審査し、実施すべき度合をSABCの順に優先順位を付ける作業である。

の対象が、概算要求総額で見ると半分に満たない規模にとどまっていること<sup>27</sup>、また、優先順位付けの結果が年末に策定される次年度予算案に反映されていないこと<sup>28</sup>である。さらに、各独立行政法人の実績に対する評価が充分に行われず、成果を挙げた法人に対し、手厚く予算を配分するような仕組みになっていないことも大きな問題だと言える。

## (2) 各独立行政法人による配分[川下の問題]

次に、各独立行政法人による研究開発資金の配分については、所管省庁の所掌事務に沿った形で、配分分野に「偏り」と「重複」があることを指摘したい<sup>29</sup>。

独立行政法人の配分分野に、こうした所管省庁に基づく「縦割り」構造があることは、各独立行政法人の専門性に鑑みて自然なこととも言える。しかし、独立行政法人全体の資金配分は、国全体の資金配分方針を定めている「科学技術基本計画」<sup>30</sup>と整合性がとれていない可能性がある。

同時に、科学技術の世界において、近年、分野間の「際(きわ)」に位置する研究の重要性が指摘され、分野横断的な課題への対応が必要とされていることを考えると、「縦割り」構造の影響で、こうした将来性のある研究課題に適切かつ効率的に資金が配分されないおそれもある。

各独立行政法人が配分する研究開発資金の中には、公募を伴う競争的資金がある。若手研究者対象の競争的資金の現状を見てみると、1件当たりの金額において、日本は米国に比べてかなりの少額で、その対象期間も短い。

また、文部科学省(旧文部省)所管の日本学術振興会が配分を行っている科研費は、少額の研究資金が多く、一方で新規申請件数が米国の3倍にも達している。そのため、審査・評価が充分に行われていない可能性も否定できない。

<sup>27</sup> 2007年度の概算要求総額3.9兆円のうち、優先順位付けの対象は1.5兆円だった。

<sup>28</sup> 例えば、Sという最も高い優先度を付けられた施策であっても、財務省の査定によって金額が相当削られることがある。

<sup>29</sup> 例えば、経済産業省所管の新エネルギー・産業技術総合開発機構はエネルギー、文部科学省(旧科学技術庁)所管の科学技術振興機構はライフサイエンスとナノテク・材料、厚生労働省(旧厚生省)の医薬基盤研究所はライフサイエンス、総務省(旧郵政省)所管の情報通信研究機構は情報通信に、それぞれ多く配分している。

<sup>30</sup> 政府は、1996年度以降、科学技術の進行に関する基本的な計画(科学技術基本計画)を策定しており、現在は第3期(2006～10年度)の2年目に当たる。

### 3. 改革の方向性 所管を各省庁から総合科学技術会議に移行

研究開発資金の配分に関する最大の問題点は、所管省庁間の連携が不十分であり、全体として、国全体の政策との整合性や配分の効率性が損なわれていることである。本来は、国による研究開発機能を統合することも、将来的な選択肢だと考えるが、まずは、資金を配分する個々の独立行政法人を各所管省庁から切り離し、司令塔を一本化することが必要である。

司令塔としては、我が国の科学技術政策の方向性を定め、各省庁より一段高い立場から総合調整を行うことを目的に設置された、総合科学技術会議がふさわしい。民間企業に例えるならば、持ち株会社としての総合科学技術会議の下に、研究開発資金を配分する各独立行政法人を配置する構図である。

総合科学技術会議には、移管された独立行政法人について、統一的な評価を行い、評価結果を各法人への予算配分に反映させる権限を付与すべきである。それによって、各独立行政法人による資金配分と国全体の戦略を見据えた配分の方針とが整合的になるとともに、各独立行政法人間の連携・競争など、実効性のある戦略策定が可能になる。

なお、予算査定プロセスの問題については、総合科学技術会議と財務省の連携強化、あるいは査定権限の整理、及び優先順位付け対象範囲の拡大等の観点からより具体的な議論が必要である。

また、研究開発には、基礎と応用、裾野を広げるものと芽を伸ばすもの、研究者の自由に任せるものと政策の下で実施するもの等、多様な性質がある。これら研究の性質や段階に応じて、一件あたりの金額や審査基準、評価方法等、適正な仕組みの構築においても、総合科学技術会議が一定の権限を発揮することにより、科学技術予算の効率的な活用と成果の極大化に向けた体制を整備することが可能になる。

以上の改革を実行に移すにあたっては、総合科学技術会議が個別省庁の意向や判断を超えた意思決定を行えるよう、組織・権限の両面で拡充・強化を図ることが必要不可欠である。併せて、総合科学技術会議による各独立行政法人の評価結果を公開し、国民に対する説明責任を果たすことも重要である。

以上

2007年度構造改革進捗レビュー委員会 提言『独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて』<概要>

政策金融型業務

法人	業務	業務概要	判断事由	結論
住宅金融支援機構 役職員：1,032名 国の財政支出(H19年度)：3,409億円	証券化支援業務	民間金融機関が貸出した機構指定の長期固定金利住宅ローン(フラット35)の証券化、保険(貸出債権を機構が買い取る型、機構が保険を付す型)	民間も独自に長期固定金利ローンを提供している。証券化も機構を介さず実施している。国庫補助を受けていない。	民営化
	住宅融資保険業務	主に中小金融機関に対し、住宅ローンの焦げ付きに際しての保険を提供	中小金融機関向けの保証は、全国保証(株)や(社)しんきん保証基金も実施。民間の取扱額は機構を大きく上回る。	廃止
	融資業務	政策上重要かつ民間金融機関では対応困難な住宅融資(災害対策、財形住宅、政策的な必要性のある住宅整備、賃貸等)	民間金融機関による低利融資は困難現状も貸付の事務作業は民間に委託	スキームを利子補給に転換して、日本政策金融公庫へ移管
日本学生支援機構 役職員：534名 国の財政支出(H19年度)：1,439億円	奨学金事業(第一種・無利子)	優秀だが経済的理由により、学業の継続が困難な学生に対する無利子奨学金の給付	優秀だが経済的理由により学業の継続が困難な学生に対する無利子融資は政策上必要である。債権回収やリスク管理が十分になされていない。	機構は利子補給・債務保証にスキームを転換(貸付業務は民間へ)
	奨学金事業(第二種・有利子)	平均以上の成績の学生に対する、有利子(低利)奨学金の給付	政策金融改革により国民生活金融公庫による教育ローン貸付の縮小が決定している。民間金融機関も教育ローンを実施している。	廃止
福祉医療機構 役職員：285名 国の財政支出(H19年度)：489億円	福祉貸付事業	特別擁護老人ホーム等、社会福祉事業施設の整備、民間によるシルバー事業者に対する融資	割合は小さいが、民間との協調融資が増加傾向にある。民間の単独融資はほとんどない。今後、民業圧迫になりかねない。社会福祉施設の整備の政策的支援は必要。	スキームを利子補給に転換して、日本政策金融公庫へ移管(新規融資は一定期間継続)
	医療貸付事業	病院、介護老人保健施設等の医療関係施設の設置、整備、経営に必要な資金の融資	医療法人に対する福祉医療機構の融資額は全体の20%以下(残りは民間の直接融資)離島などの民間による融資が難しい地域については、政策的支援が必要	廃止(なお、離島などには、日本政策金融公庫が例外的に対応)
	年金・労災年金担保貸付事業	年金・労災年金受給権を担保とする個人への貸付事業	年金等の公的給付を担保とする融資を公的機関が実施することは政策的に必要。恩給、共済年金を担保とする融資は、国民生活金融公庫が実施。	日本政策金融公庫へ移管して一元化。
農林漁業信用基金 役職員：118名 国の財政支出(H19年度)：12億円	保証業務	農林漁業者による民間金融機関からの借り入れに際し、信用基金協会が行う債務保証に対し保証保険を実施(林業者の場合は、直接的な債務保証)	農林事業者への信用供与は、農林漁業金融公庫による低利融資も存在する。	日本政策金融公庫へ移管
	融資業務	各産業の担い手としての認定を受けた農林漁業者に対する、短期・低利資金の融資	農林漁業者への低利融資は、農林漁業金融公庫も実施している。	日本政策金融公庫へ移管 公庫も直接融資を可能な限り縮小し、利子補給・債務保証に特化することも指摘
	林業寄託業務	森林事業の集約化、長伐期化を促すため、認定を受けた林業者に無利子の森林整備活性化資金の融資を行うための原資を農林公庫へ寄託	農林漁業信用基金が介在しなくとも、国が農林漁業金融公庫に出資等の支援を行うことで、融資も原資調達も可能	廃止
	災害補償関係業務	冷害、台風等の災害による被害に際し、基金が共済組合に対し、必要な資金の融資 共済組合による農漁業者への迅速な損失補てんを支援	災害時の低金利融資は必要だが、別途、特別会計に基づく保険体制が整備されている。	廃止

## 公共事業型

法人	業務	業務概要	判断事由	結論
水資源機構  役職員:1,579名 国の財政支出(H19年度):622億円	建設事業	水資源開発7水系において、水資源開発計画に基づくダム等の建設  機構が実施するのは設計、発注、周辺自治体・地権者などの調整業務	実際の施行はゼネコン等が実施している。政府閣議決定を受けた事業であり、利害・権利調整等は民間事業者による実施になじまず。	現状の実施スキームを維持
	管理業務(取水・放水量決定)	利水者の要請を受け、降雨状況、貯水状況等を勘案し、取水・放水量を決定	取水量・放水量の決定は、公的機関である独立法人による実施が望ましい。	現状維持
	管理業務(施設管理)	施設の維持管理、配水作業等	施設の維持管理や配水は公的機関が直接実施する必要なし。	市場化テストを実施する。
都市再生機構  役職員:4,150名 国の財政支出(H19年度):1,085億円	都市再生事業	都市再生における構想企画、条件整備(土地集約等を含む)等のコーディネート業務、民間企業、地方公共団体との連携による都市再生の推進	民間事業者による大規模再開発が増加している。権利関係が錯綜する都市地域の調整は、民間事業者では困難。	多数の権利者調整が必要な場合の基盤整備事業に限定  将来的には、民間事業者が実施できるよう制度運用面の改善も検討する。
	賃貸住宅事業	UR賃貸住宅の維持・管理  特に、高齢者等へのセーフティネット機能を含む	都道府県、市町村による公営住宅が218万戸存在する。UR賃貸住宅は基準以上の月収額であることが入居条件とされており、セーフティネットとして機能していない。民間事業者が提供する住宅は1200万戸以上存在する。	5-10年以内に廃止 (居住の安定に配慮し、売却・分割民営化を中心に、物件の状況に応じて地方移管などの手段を講じて、全賃貸住宅を順次処分する)  処分期間中の賃貸住宅の管理は市場化テストを実施する。
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  役職員:1,845名 国の財政支出(H19年度):1,120億円	鉄道建設業務(整備新幹線)	整備新幹線建設にかかわるコーディネート業務(調査・設計、用地買収、施行計画・監理等)	調査・設計、用地買収、施行管理などの業務は民間にノウハウの蓄積がない。業務を廃止した場合、整備新幹線の建設に多大な支障が予見される。	現状の実施体制を継続
	鉄道建設業務(整備新幹線以外)	都市鉄道建設や駅総合改善事業などにかかわるコーディネート業務(調査・設計、用地買収、施行監理等)民間事業者からの委託工事あり	民間でも対応可能な場合があるが(駅総合改善事業等)、ノウハウがなく機構しか対応できない場合もあり。	縮小して継続  機構のノウハウに頼らざるを得ないもののみ継続
	鉄道助成業務	鉄道整備に関する助成事業 国の補助金を鉄道事業者に対し配分	助成の財源は国の補助金 機構が助成先の鉄道事業者から受託するケースもあるため、助成業務は建設業務と主体を分離すべき。	国に移管

## 研究開発型業務

### 研究開発に関する基本的な問題意識

研究開発の振興は我が国の成長力強化に直結するだけでなく、環境・エネルギー等の人類が直面している地球規模の諸課題を解決するためにもきわめて重要な政策課題  
財政再建が喫緊の課題であることに鑑みれば、合理的根拠に基づいて策定された科学技術予算を効率よく使い、その中で成果を極大化していくことが最重要課題

検討対象：研究開発資金を配分している独立行政法人

### 独立行政法人の実施する研究開発資金の配分に関する問題点

#### 「各独立行政法人への配分」の問題点 [川上]

総合科学技術会議が行う優先順位付け(SABC付け)の対象は、概算要求総額の半分に満たず、またその判定結果が年末に策定される予算案にきちんと反映されていない。  
独立行政法人に対する評価が充分になされておらず、成果を挙げた法人が手厚く予算配分されるわけではない。

#### 「各独立行政法人による配分」の問題点 [川下]

研究分野別の配分額に「偏り」と「重複」があり、所管する省庁の「縦割り構造」が反映されている。  
国全体の資金配分方針を定めている科学技術基本計画と整合性がとれず、また分野横断的な研究課題に適切かつ効率的に資金が配分されないおそれがある。  
競争的資金1件当たりの金額が小さく、申請件数が多いため、審査・評価が充分にできていない可能性がある

### 独立行政法人の実施する研究開発資金の配分における改革案

研究開発資金を配分する9つの独立行政法人を各所管省庁から切り離し、総合科学技術会議の下へ移管する。  
総合科学技術会議は各独立行政法人を統一的に評価するとともに、その評価結果を各法人への予算配分とリンクさせる。  
総合科学技術会議の組織と権限を強化し、競争的資金1件当たりの金額を増やしたり、各独立行政法人間の連携・競争などの戦略策定を可能にする。

なお、予算査定のプロセス改革については、総合科学技術会議と財務省の連携強化あるいは査定権限の整理、優先順位付け(SABC付け)対象範囲の拡大等の観点から、別途議論する必要がある。

2007年10月現在

## 2007年度構造改革進捗レビュー委員会

(敬称略)

### 委員長

前 原 金 一 (昭和女子大学 副理事長)

### 副委員長

柿 本 寿 明 (日本総合研究所 シニアフェロー)

梶 川 融 (太陽A S G監査法人 総括代表社員)

小 暮 和 之 (東日本旅客鉄道 常務取締役)

徳 中 暉 久 (ユニフィナンシャルホールディングス 取締役社長)

増 淵 稔 (日本証券金融 取締役社長)

### 委員

井 上 明 義 (三友システムアプライザル 代表取締役)

上 村 多恵子 (京南倉庫 取締役社長)

大 江 匡 (プランテックアソシエイツ 代表取締役)

大 川 澄 人 (日本経済研究所 理事長)

門 脇 英 晴 (日本総合研究所 理事長)

神 谷 国 広 (日立マクセル 取締役)

河 合 良 秋 (太陽生命保険 常勤顧問)

木 村 剛 (フィナンシャル 取締役社長)

高 坂 節 三 (コンパストパティーズ L.L.C. 代表取締役 日本代表)

児 玉 幸 治 (日本情報処理開発協会 会長)

柴 田 励 司 (キャドセンター 取締役社長)

白 川 祐 司 (日興シティグループ証券 取締役会長)

新 宅 正 明 (日本オラクル 取締役社長)

反 町 勝 夫 (東京リーガルマインド 取締役社長)

手 納 美 枝 (デルタポイントインターナショナル 代表取締役)

寺 澤 則 忠 (藤和不動産 取締役会長)

中 井 稔 (弓勢インベストメントリサーチ 日本における代表者)

中尾靖博	(富士物流 相談役)
長瀬朋彦	(フォトロン 取締役会長)
中野正健	(ヤマノホールディングス 特別顧問)
南原晃	
橋本昌三	(野村総合研究所 相談役)
畠山襄	(国際経済交流財団 会長)
林明夫	(開倫塾 取締役社長)
原田滋	(機械産業記念事業財団 )
平尾光司	(住友信託銀行 監査役)
福川伸次	(機械産業記念事業財団 会長)
本田勝彦	(日本たばこ産業 取締役相談役)
三宅純一	(千葉商科大学大学院 客員教授)
村藤功	(ベリングポイント アドバイザー)
森正勝	(アクセンチュア 最高顧問)
柳省三	(日本スポンサーズチュアート シニア ディレクター)
山下俊史	(日本生活協同組合連合会 会長)

以上39名

#### 事務局

岡野貞彦	(経済同友会 執行役)
阿部麻紀子	(経済同友会 企画マネジャー)
近藤学	(経済同友会 企画マネジャー)